平成２７年（フ）第８４号
福岡県大牟田市大正町３丁目３番地13　岩永アパート202号
債務者　永田　君江
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第５８号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目14番地１（ルネッサンスＴＯＥＩかんだ303号）
債務者　立花　明恵
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
徳島県鳴門市鳴門町高島字北541番地　セグラ高島北　Ａ101号、旧住所徳島県鳴門市鳴門町高島字中島265番地　グリーンハイツ106号
債務者　望月　　修
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７９号
千葉県野田市木間ケ瀬2449番地
債務者　坂之上一義
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９９号
千葉県柏市船戸1534番地　東37街区10　レオパレスエターナルＩ一101号
債務者　大森　清司
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４１３号
千葉県柏市千代田３丁目15番24号　ボンメゾン柏202号
債務者　土屋　知之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１８号
岐阜市東中島２丁目10番11号　（カトル・フルール　101号室）、申立時住所岐阜県各務原市那加東新町２丁目145番地（那加団地１棟302）（前々住所）岐阜県各務原市川島松倉町2377番地１
債務者　林　　久子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３５号
徳島県徳島市名東町３丁目39番地　フレグランス名東Ｂ一103、旧住所徳島県徳島市北沖洲３丁目６番27一１号
債務者　片岡　久子（旧姓矢三）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３９号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須30番地５　エポック鯛浜　305号、旧住所徳島県阿波市市場町香美字原田241番地１　箸供養団地Ａ棟11号
債務者　梅澤　利男
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須30番地５　エポック鯛浜　305号、旧住所徳島県板野郡松茂町広島字南ハリ５番地　メゾンロワイヤル　101号室
債務者　梅澤　幸子（旧姓佐川・井村）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５０号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字麻植市31番地１　西麻植第６団地８号
債務者　今瀬　　健
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５６号
仙台市太白区東中田４丁目６番24号
債務者　二上　英子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
茨城県日立市東大沼町４丁目11番８号
債務者　青木とも子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１０７号
長野市大字北堀323番地４
債務者　神谷　清治
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
三重県熊野市有馬町513番地28
債務者　湊　　奈央
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第２４号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原47番地
債務者　齋藤　絵美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
津地方裁判所熊野支部